

日光市情報共有システム実施要領（土木工事編）

（目的）

第1条 この要領は、日光市が発注する建設工事（営繕工事を除く）における工事施工中の受発注者間の業務の効率化及び生産性の向上を図るため、「情報共有システム」を利用するにあたり、必要な事項を定めるものである。

（用語の定義）

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

（1）情報共有システム

建設工事において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

（2）受注者

受注者とは、建設工事において発注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主にいう。

なお、監理技術者や主任技術者などの関係者も各種工事情報の共有を可能とする。

（3）発注者

発注者とは、建設工事において受注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある監督職員（総括監督員、主任監督員、監督員）を主にいう。

なお、検査職員や発注担当所属職員などの関係者も各種工事情報の共有を可能とする。

（4）工事帳票

土木工事においては、栃木県土木工事共通仕様書（栃木県県土整備部）で定義する「書面」を工事帳票という。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」の行為に必要な工事帳票及びその添付資料のことをいう。

なお、「情報共有システム」で処理する工事帳票は、従前の紙への「署名・押印」と同様の処理（工事帳票の確認・電子印の押印等）が可能であるため、「書面」として有効であり、紙と同等の原本性を担保する。

工事施工中においては工事帳票の変更履歴を記録し、工事完成後においては「情報共有システム」から電子データを移管しても受発注者の「押印・署名」と同等の記録が各々の工事帳票に記録されている必要がある。

（対象工事）

第3条 日光市が発注する原則全ての建設工事を対象とし、「情報共有システム」を利用する。

ただし、事前に監督員と協議を行い、「情報共有システム」の利用が困難と認めた場合などは、利用しないことができる。

（機能要件）

第4条 本要領において使用できる「情報共有システム」は、国土交通省の「電子納品に関する要領・基準」のホームページに掲載している「情報共有システム提供者における機能要件」を満たし、栃木県が求める機能（PDF、SFCが表示可能なこと）を満たすものの中から、受発注者で協議して決定する。

ただし、その他の「情報共有システム」を利用する場合は、事前に受発注者で協議のうえ、利用の判断を行うことができる。

http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/

2 受注者は、「情報共有システム」において、奨励される機器動作環境やネットワーク環境について確認を行い、利用を開始するまでに「情報共有システム」の奨励環境を用意するものとする。

（対象とする工事帳票）

第5条 「情報共有システム」で対象とする工事帳票は、別表を参考とする。

また、本要領の運用にあたっては、「栃木県土木工事電子書類スリム化ガイドライン」を準用し、別表及び「工事電子書類スリム化事前協議チェックシート」を基に、工事着手前までに受発注者間の協議により決定する。

なお、様式が定められている工事帳票が、「情報共有システム」で作成できない場合、国土交通省の様式を準用することができる。

（対象とする工事帳票の決裁）

第6条 対象とする工事帳票の決裁は、「情報共有システム」上で行うものとする。

ただし、電子化を行わない書類の決裁は、従前どおりの方法によるものとする。

（工事検査）

第7条 工事検査（工事完成検査、中間検査等）においては、「情報共有システム」で処理した工事帳票は紙に出力せずに、電子データを利用し検査する。

（データ移管）

第8条 工事完成検査の終了後、受注者は「情報共有システム」内の電子データを速やかに保存し、必要な工事書類の保管を行うものとする。

（利用に係る経費）

第9条 「情報共有システム」の利用に係る経費（登録料及び利用料）は、共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれている。

(利用上の留意点)

第10条 受発注者は、以下の項目について留意して利用する。

- (1) 関係者への利用権限の付与、利用の習慣化
- (2) ID・パスワードの管理の徹底
- (3) フォルダ構成の統一
- (4) 通信環境の整備

(情報漏えいの防止)

第11条 受発注者は、当該工事において知り得た情報及び個人情報等の保護の重要性を認識し、情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止等の個人情報を含めた情報の適切な管理を行う。

(その他)

第12条 本実施要領に定めがない事項に関しては、「土木工事等の情報共有システム活用ガイドライン(国土交通省)」を準用するほか、受発注者間の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8(2026)年4月1日から適用する。

(別表) 工事資料提出書類一覧表

工 事 資 料 名	添付書類	システム 利用の可否	備 考
施工体系図		可	
施工体制台帳		可	
再生資源利用実施書		可	
再生資源利用促進実施書		可	
建設副産物処理承認 申請書・同処理調書		可	産廃処理業者及び収集運搬業者の許可証と 契約書写し、処理場等書類と写真添付
設計図書照査表		可	
工事測量成果表		可	仮BM設置など
工事測量結果		可	
工事履行報告書	工事実施 工程表	可	
工事打合せ簿		可	「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、 「報告」、「通知」
協議資料		協議	「関係機関」、「近隣」
確認・立会願	状況写真	可	
工事写真		否	CD－R等での提出とする。
使用材料報告書		協議	再生骨材品質等確認報告書を含む
施工計画書		可	再生資源利用計画書、再生資源利用促進 計画書を含む
工事事務報告書		可	
施工管理報告書(出来形管理)		協議	
施工管理報告書(品質管理)		協議	品質証明資料のうち、紙による証明書の場合、 電子化不可とする。
台帳管理		協議	舗装、橋梁、照明、標識等
現場環境改善資料	状況写真	協議	工事現場のイメージアップ等の実施状況
創意工夫提案資料	状況写真	協議	創意工夫・社会性等に関する実施状況
産業廃棄物マニフェスト	総括表	否	検査で提示する資料
交通整理員集計表	伝票	否	検査で提示する資料
その他		協議	監督員が必要と認める書類

※1 「協議」: 工事着手前に、受発注者間で「情報共有システム」を利用するかどうか協議する書類。

※2 「工事写真」: 工事完成時にCD－R等の電子媒体で提出することから、「情報共有システム」での利用は不可とする。

※3 紙で提出した資料は、電子データを「情報共有システム」で処理する必要はない。